

第8回 データ利活用制度・システム検討会 資料

デジタル庁説明資料

2025/04/01 デジタル庁

目次

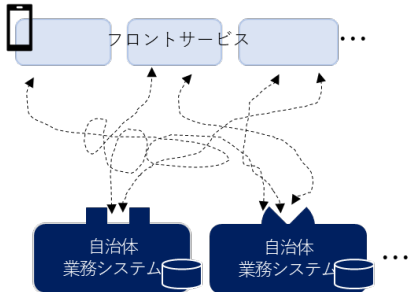
1. 公共サービスメッシュ等の取組

2. オープンデータ等の取組

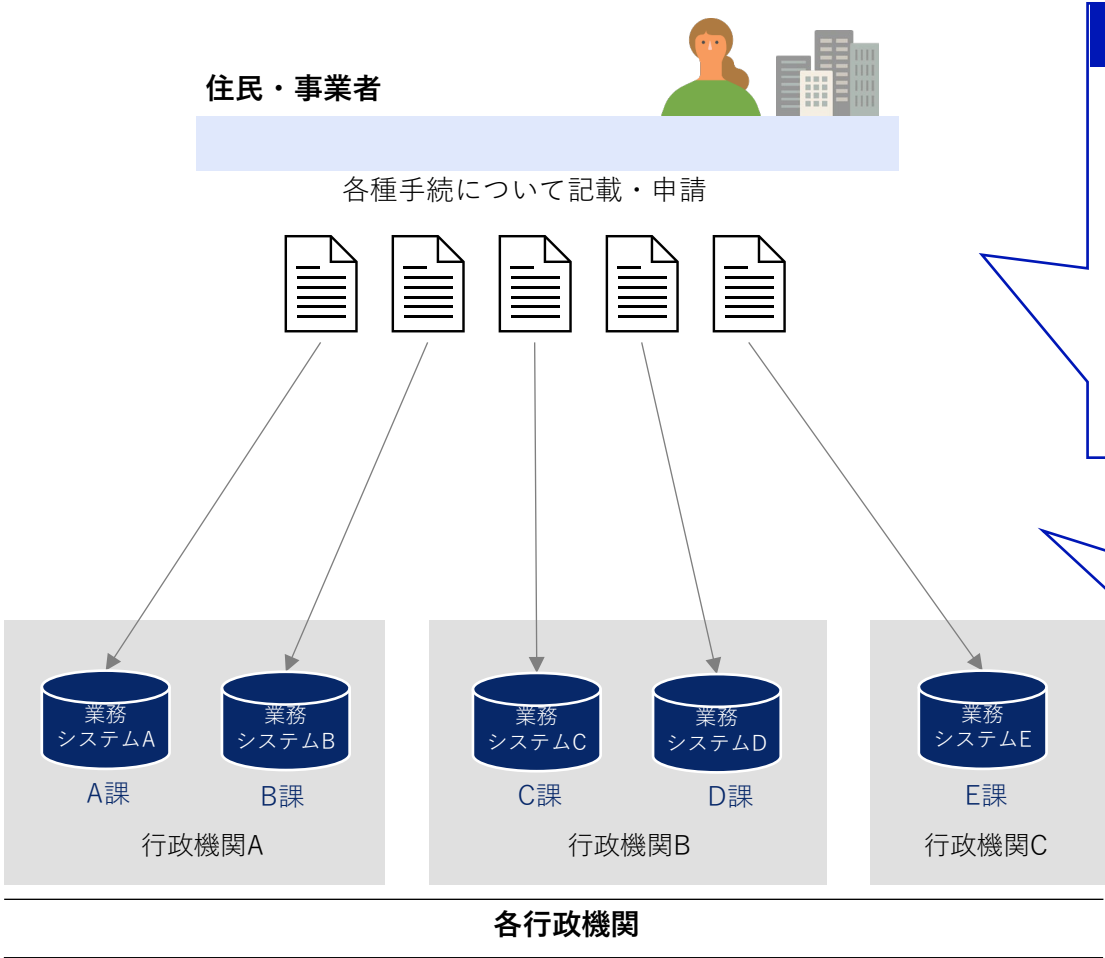
行政機関が保有するデータの活用・連携に係る課題

- 現状では、多くの行政手続において、個別手続・個別行政機関ごとに申請・届出された内容を管理していることから、国民側、行政機関側の双方に課題が存在。
- 行政機関が保有するデータの活用・連携により、国民の利便性向上と行政運営の効率化を進めていく必要。

課題 1



施策対象者の特定・更新・管理に、自治体内部の様々な業務システムにある**住民情報を抽出・加工する作業**が各自治体において発生

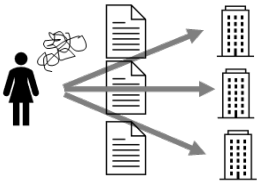


課題 2

手続①	手続②	手続③
項目a	項目a	項目a
項目b	項目b	項目b
項目c	項目c	項目c
		...

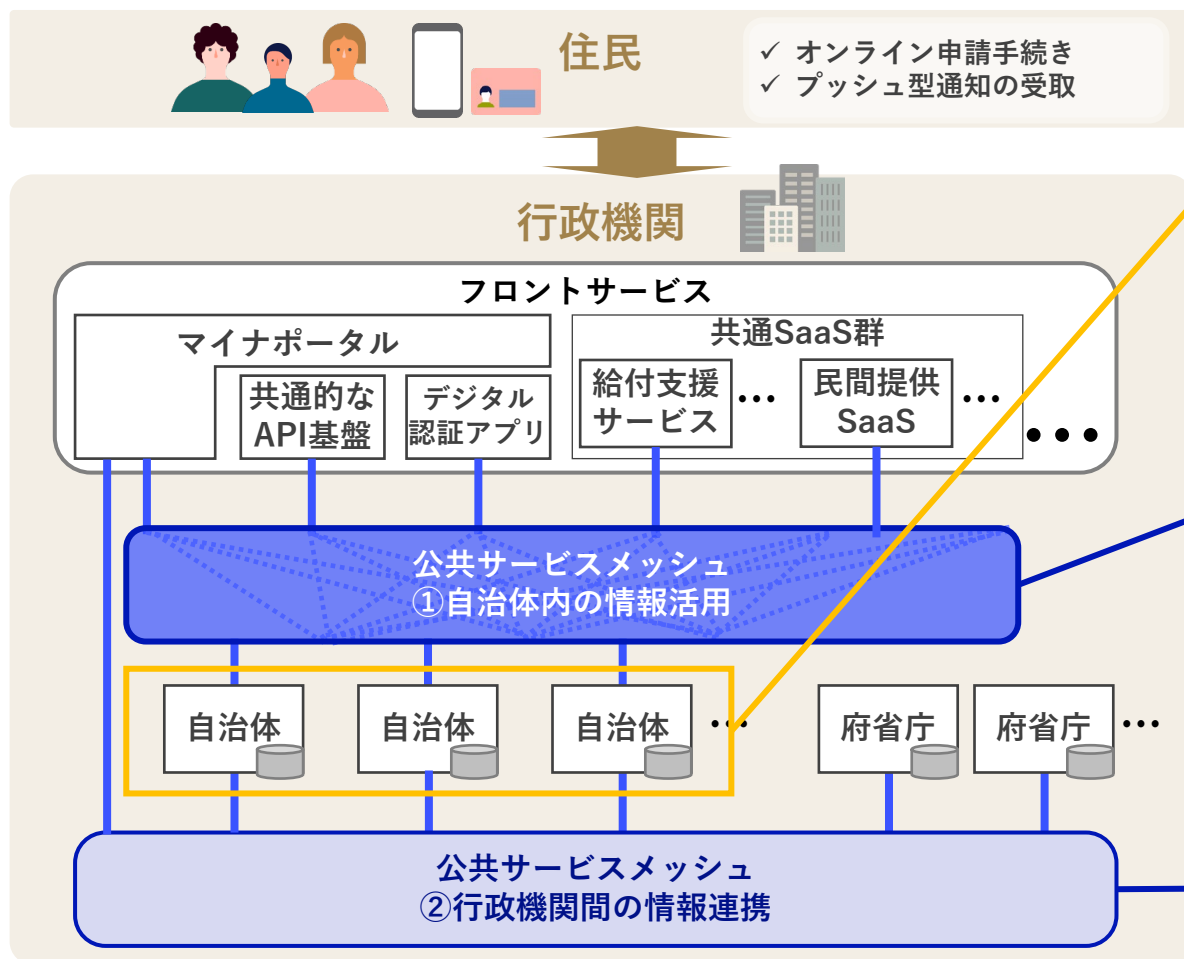
既に行政機関が保有している情報であっても、手続ごとに**同様の項目を毎回記載・入力**することが必要（行政機関側も内容を審査する必要）

課題 3



複数の行政機関に対して、**同様の内容の申請・届出等**を提出

公共サービスメッシュを通じ、データ活用による住民・職員の利便性向上を実現



①自治体システム標準化

- 自治体システム標準化法の対象業務については、標準準拠システムがデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、標準化されたデータの抽出や円滑なデータ連携が容易になる。

②自治体内の情報活用

- 自治体内の各システムで保有するデータを、利用目的の範囲内で、自治体固有領域において編集・加工、活用先サービスに連携する。
- 同一自治体内に限り業務・システム横断で抽出・加工することで、職員の作業負担を軽減する。
- 加工済みデータを、給付支援サービスや通知作成民間サービスなど様々なフロントサービスと円滑に連携する。
- 自治体が保有する住民情報をオンライン申請に当たって、プレフィル（申請画面へのプレ表示）することによって、申請者の入力負担と自治体の審査負担を軽減。

③行政機関間の情報連携

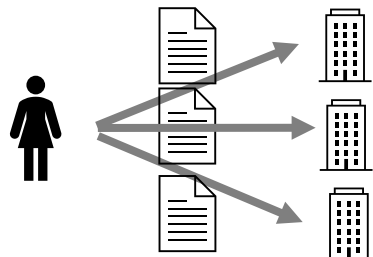
- 番号法に基づく情報連携を、府省庁の中間サーバについて共通機能を提供する等により更に推進。

ベースレジストリの整備により、事業者の事務負担等を軽減

許認可等を受けている法人が名称や所在地等を変更した場合

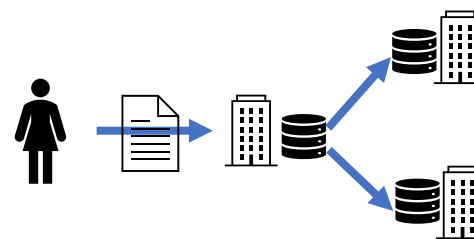
これまでは何度も手続

- ・名称、所在地等を変更したとき、登記に加え、様々な許認可、届出、認定制度等で届出が必要



今後は手続は一度のみ

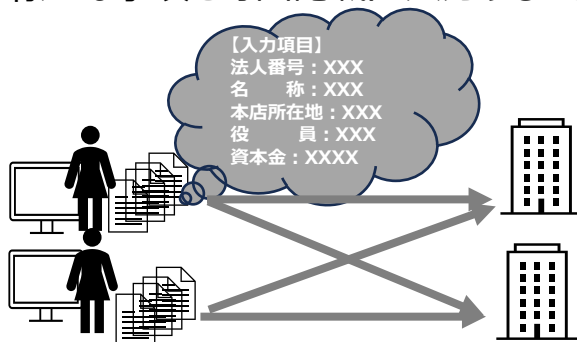
- ・登記を一度変更すれば足りる
(他の行政機関は、データ連携で情報を入手)



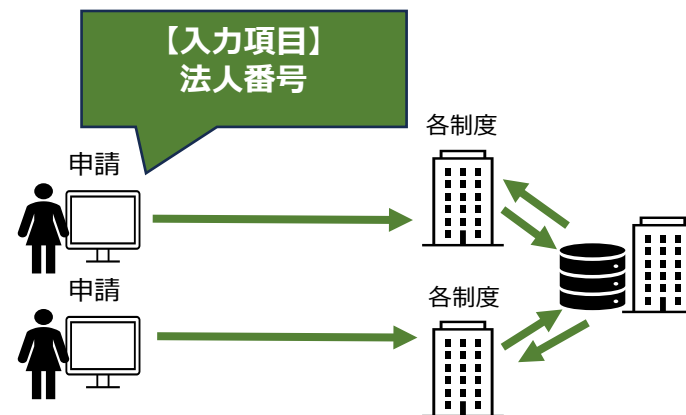
法人が許認可や補助金等の申請手続を行う場合

これまではたくさん入力

- ・法人番号や名称、本店所在地、役員名等、様々な事項を毎回記載／入力することが必要。

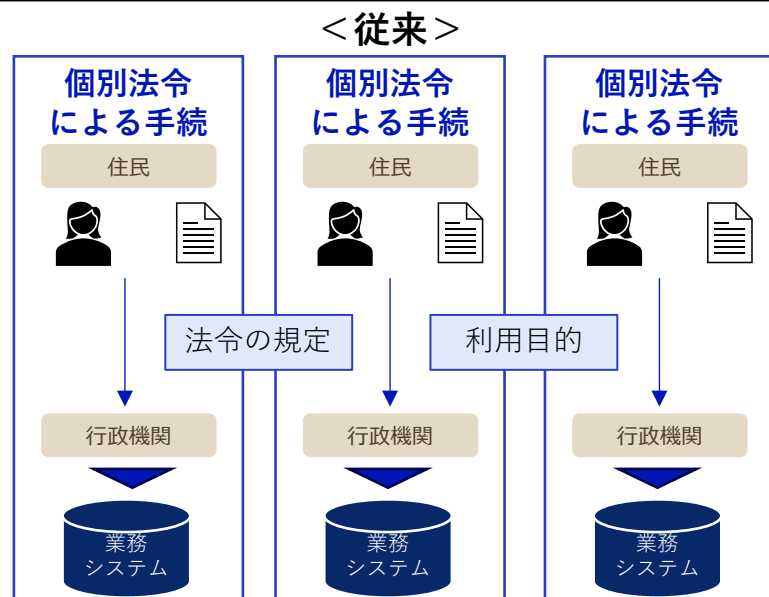


今後は法人番号のみを入力



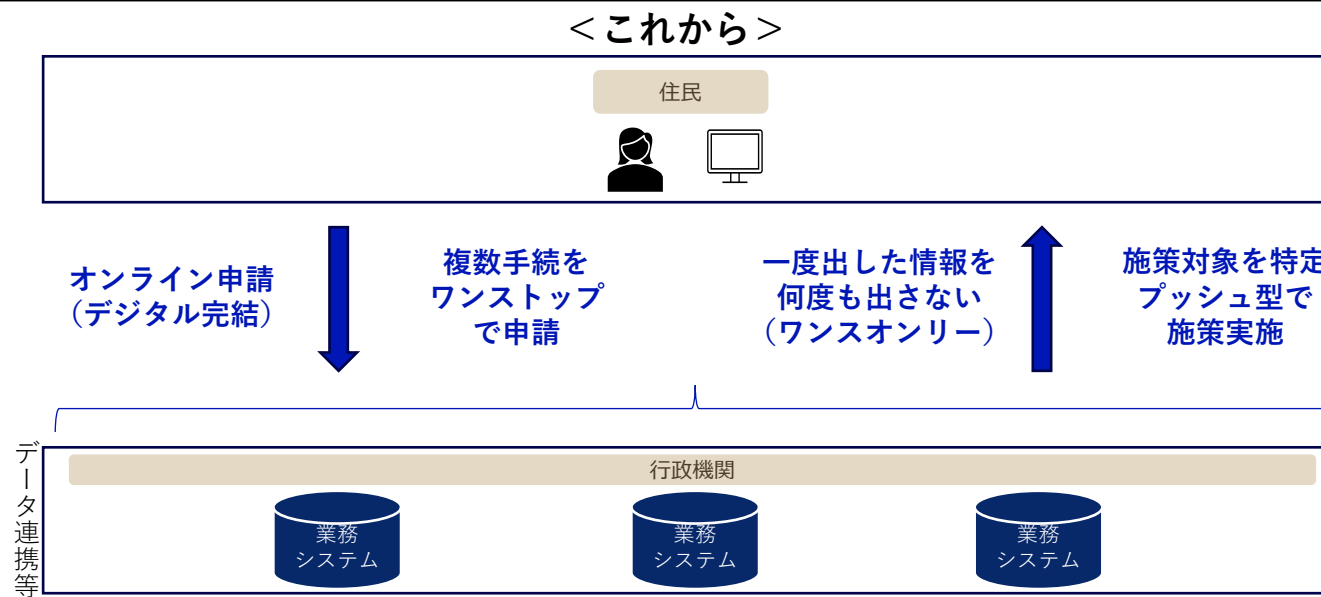
行政機関が保有するデータの活用・連携に当たっての論点

- 人口減少下における課題も踏まえて、国民の利便性向上と行政機関の効率化（事務負担軽減）のためにデジタル三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）を実現していく仕組み作りを進めていくことが必要。
- 国・地方自治体のデジタル基盤の整備や、マイナンバーカード等の認証手段の拡充により、従来と比べて、技術的に、行政機関内・行政機関間の情報連携によって実現できることの幅が広がりつつある（例：プッシュ型での情報提供、ワンスオンリー等を実現するための本人情報の活用等）。
- 一方で、住民・事業者が行政機関に対して提出した情報は、個別手續ごとの法令や個人情報保護法等に照らして適切に管理する必要。
- 上記のような本人起点での行政サービスを実現する上で、例えば当初の利用目的に含まれないような情報の活用が必要となるケースなど、個人情報保護法等との関係を含む枠組みをどう考えるべきか。



各施策での情報活用は法令の規定や利用目的に基づき実施する必要
行政機関の保有情報を活用することで以下が実現可能

- ・施策対象となるかの判断が効率的に（プッシュ型情報提供等）
- ・内部利用又は本人提供（プレフィル）により申請負担を軽減



本人にとっての利便性の向上（個人起点）や社会への還元（社会起点）の観点から、行政機関保有データの活用・連携に係る各種の取組を進める上で、例えば当初の利用目的に含まれないような行政機関の保有する個人情報の利用・提供の在り方（本人の関与の在り方等）についてどう考えるべきか。

目次

1. 公共サービスメッシュ等の取組

2. オープンデータ等の取組

オープンデータ等に係る取組

オープンデータ基本指針 (令和6年7月5日デジタル社会推進会議幹事会決定)

※平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されたことを踏まえ、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたもの。

オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲
各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用する。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール
各府省庁は原則、公共データ利用規約を適用する。地方公共団体での適用も推奨する。
- (3) 公開環境
「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。
- (4) 公開データの形式等
構造化しやすいデータは機械判読に適した構造及びデータ形式（CSV、XML、JSON、RDF、Markdown等）で掲載することを原則とし、データの内容についても品質評価に係る指標等を参考に、より活用がしやすい形態での公開に努める。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは検索やAPI利用が容易になるよう、標準的なメタ情報を付加するとともに、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。その際、DX等に取り組む中での業務見直し等により極力手作業を発生させず、スムーズに公開データを作成できるようにすることが望ましい。

政府等保有データ×生成AIに関する調査研究 (令和6年度BRIDGE事業)

※政府等保有データによく見られる複数の図表を含む文章や、縦書き等の特殊レイアウトの文章を生成AIが適切に認識できるかについて「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」において調査研究を実施。

生成AIの検証のための作成したデータセット

以下のような内容を生成AIを用いて検証することができるデータセットを作成



<例1>
日本政府のスライド資料によく見られる複数の図表や文章を示しつつ一つの主張を導く複雑なスライド等について、生成AIが正しく認識できるか

令和6年4月12日 金曜日		官 報	(号外第94号)	2
【例】「令和6年度デジタル社会推進会議幹事会決定」の決定事項について、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。				
（注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。				
（注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。				
（注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。 （注）本官報に掲載する情報は、関係機関等への周知を図るため、官報に掲載する。				

<例2>
官報などにおける、1ページに複数の段組みがある他、縦横書き、数式がいきりまじる日本語特有の複雑な印刷レイアウトを、生成AIが正しく認識できるか

(参考) オープンデータ等に係る法令データの取組

法令データのオープンデータ化に係る最近の経緯

- 2017年：法令データを提供する「e-Gov法令検索」において法令APIの公開、XML形式の法令データ提供を開始
- 2022年：最新・正確な法令データ更新のフローの導入
- 2023年：e-Gov法令検索の法令データをベースレジストリに指定
- 2024年：法令改正の際の差分表示機能の追加等のUI向上
- 2026年度中目途：対象範囲を整理した上で告示データを追加予定

法令APIで提供されるデータ

従来の法令API	新たな法令API（2025年3月公開）
✓ 法令の本文（条項単位）	✓ 指定時点の過去の法令の本文（条項号単位）
✓ 法令番号やIDを指定した条件に合致する現行法令の本文（法令単位）	✓ 指定した法令の改正履歴
✓ 指定した日付に更新された法令一覧	✓ 指定したキーワードを含む法令一覧（法令単位）
	✓ 指定したファイル種別に変換した法令本文
	✓ JSON形式でのデータ

e-Gov法令検索で公開している法令数、アクセス数、データ形式

- 公開法令数：全9,213（2024年7月1日現在） ※有効な全法令を掲載

法令種別	公開数	法令種別	公開数
憲法	1	勅令	71
法律（太政官布告含む）	2,140	府省令	4,236
政令（太政官達含む）	2,329	規則	436

- アクセス数：約1億8,000万回（2023年度）
- データ形式：法令データを法令標準XMLスキーマで構造化。XML、JSONで提供。

法令データの利活用に関する事例

- e-Gov法令検索の法令データを活用した民間サービス（※デジタル庁調べ）
 - 「Legalscape」（株式会社Legalscape）：自然言語処理技術を活用して、複雑かつ高度な検索が可能。
 - 「Legal Library」（株式会社Legal Technology）：弁護士向けに、法律専門書や官公庁の資料を検索可能なサービス
- 「法令」×「デジタル」ハッカソンの開催（2025年3月）
 - 法令に特化したDeep Researchツールや法令を遵守した建物生成AI等の作品が開発

デジタル庁
Digital Agency